

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人どりいむスイッチ（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、当法人の役員（第13条、第14条で定義される）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、役員としての職務執行の対価に限られる。尚、使用人兼務役員である理事の職員として受ける財産上の利益、費用、職員と並んで等しく受けるこの法人の通常の福利厚生は報酬等には含まれない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額、支払い方法)

第3条 理事に対する報酬等の額は、総会において定める。

2 理事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

3 前項の決議について、報酬を受領する理事は、議決に加わることができない。

4 監事に対する報酬等の額は、第3条1項の決議により定める総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、理事会の協議によって定める。

5 支払い方法は、設定した日時に指定された口座へ支払うこととする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(費用)

第5条 役員及び評議員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。金額はこの法人の旅費規程に準じる。

(改定)

第7条 この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年1月28日から施行する。(令和5年1月28日理事会決議)